

令和2年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示148号

令和2年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年12月7日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和2年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月7日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 崇 容 | 2番 常 包 恵 |
| 3番 小山 直 樹 | 4番 京 兼 愛 子 |
| 5番 竹林 昌 秀 | 6番 川 西 米希子 |
| 7番 田 岡 秀 俊 | 8番 合 田 正 夫 |
| 9番 三 好 郁 雄 | 10番 白 川 正 樹 |
| 11番 白 川 皆 男 | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 三 好 勝 利 | 14番 大 西 豊 |
| 15番 川 原 茂 行 | 16番 大 西 樹 |

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

7番 田 岡 秀 俊 8番 合 田 正 夫

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

| | | | |
|-------------|------|----------|------|
| 企画政策課長 | 松浦正吾 | 地域振興課長 | 松下信重 |
| 税務課長 | 池下尚治 | 住民生活課長 | 山本貴文 |
| 福祉保険課長 | 佐喜正司 | 健康増進課長 | 國廣美紀 |
| 農林課長 | 小縣茂 | 建設土地改良課長 | 河田勝美 |
| 地籍調査課長 | 宮崎雅則 | 会計管理者 | 黒木正人 |
| 琴南支所長 | 萩岡一志 | 仲南支所長 | 多田浩章 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 香川雅孝 | 生涯学習課長 | 細原敬弘 |

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。令和2年第4回12月定例町議会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

町にクリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしい今日この頃ですが、1年のたつのは早いもので、今年もあと一月足らずとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは、議案第13件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案13件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会において、それぞれ定例会または臨時会が開催され、令和元年度決算の認定について、一般会計補正予算について、職員の給与に関する条例の一部改正について等の議案の審議があり、その報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2に基づく令和2年8月分から10月分の例月出納検査の報告と地方自治法第199条に基づく財政援助団体の監査結果の報告がありました。

これら議会に報告のあったものは、タブレットの今定例会の議会報告フォルダに入れております。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告をお願いいたします。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

12月4日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会の委員全員が出席の下、12月定例会の運営について慎重に審議しました。

その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より12月18日までの12日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 議案第1号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正について 即決でお願いします。

日程第9 議案第2号 まんのう町琴南地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について 建設経済常任委員会付託

日程第10 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第11 議案第4号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号 総務常任委員会付託

日程第12 議案第5号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号 教育民生常任委員会付託

日程第13 議案第6号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会付託

日程第14 議案第7号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1

号 教育民生常任委員会付託

日程第15 議案第8号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号
建設経済常任委員会付託

日程第16 議案第9号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)
第1号 建設経済常任委員会付託

日程第17 議案第10号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託

日程第18 議案第11号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第19 議案第12号 まんのう町道路線の廃止について 建設経済常任委員会付託

日程第20 議案第13号 工事請負変更契約の締結について(令和元年度まんのう町
琴南総合センター新築工事) 即決でお願いします。

一般質問は12月8日、9日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時25分に委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、田岡秀俊君、8番、合田正夫君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

日程第4 町政報告

○大西樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況は第3波の様相を日増しに呈しております。厚生労働省の発表では、11月18日、全国の新規陽性者数は2,179人と過去最多を更新しました。1日の新規陽性者が2,000人を超えたのは国内で初めてのことでございます。

そして、11月19日の東京都の新規陽性者数は500人を超えて534人となり、過去最多となっております。香川県におきましても、先月11月、感染が確認されたのは46人と、1か月間としてはこれまでで最も多くなりました。

また、国におきましては、11月に入り、北海道や首都圏、関西圏を初め、各地で新規感染者数が急増し、国内の1日当たりの感染者数が過去最多を更新する日が続いたことから、GoToキャンペーン事業の運用見直しや多様化するクラスターの特徴に応じた対策の強化など、最大限の警戒感を持って感染拡大に対処しております。

そして、我が国の経済は、7月から9月期の実質GDP速報値が年率換算で21.4%増と大きな伸びとなりました。社会経済活動の再開などにより4期ぶりにプラス成長に転じたものの、依然としてコロナ禍前の水準を下回っており、国内外の感染再拡大による影響などに十分な注意が必要な状況にあります。

このような情勢の中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において「危機の克服、そして新しい未来へ」を掲げ、ポストコロナ時代の新しい未来における経済社会の実現を目指すとしており、この経済社会の姿を実現するためにも、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げや、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現を目指す必要があるとしています。

また、国の令和3年度予算の概算要求の具体的な方針につきましては、要求額は基本的に対前年度同額とし、その上で新型コロナウイルス感染症への対応などの緊要な経費については、別途所要の要望を行うことができることとされ、その際には施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされております。

そうした中、国内の多くの自治体同様に、本町の財政状況は令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症により疲弊した町民生活、地域経済を支えるため、財政調整基金を積極的に活用したことにより、基金残高は30億円を下回る見込みとなっております。また、税収面では、法人町民税が減収見込みであるなど、財政面でも影響が出てきております。

さらに、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の長期化で法人町民税の減収に加え、個人町民税の減収も予測され、これまでにない厳しい財政状況に陥り、その影響

が当面の間、続くことも予想されることから、国の地方財政対策の動向などを注視するとともに、国・県支出金に加え、新たな財源などによる積極的な歳入確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、実情に応じた予算編成を、現在、進めておるところでございます。

こうした状況変化の中、まんのう町の町勢としては、10月末現在の世帯数は昨年同期に比べまして54世帯の増で7,531世帯です。人口は1万8,300人であり、191人の減となっております。

また、65歳以上の高齢者は16人増の6,755人で、高齢化率は36.44%から36.91%に微増となっており、人口減少と高齢化が引き続き進展しております。

また、外国人の状況では226名で、国籍はベトナムが42.9%、次いで中国が24.8%、以下、カンボジア、フィリピン、インドネシアなどの国の方が在住しており、技能実習生が大多数を占めております。

次に、農業関係では、11月5日に三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。発生した農場から半径3キロメートル以内の区域について移動が制限され、半径3キロメートルから10キロ以内の区域については搬出制限がされ、必要な防疫措置を実施されました。移動制限区域内の農場につきましては発生状況確認検査を実施し、また、感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒の強化、主要道路での消毒ポイントの設置がされ、まんのう町内におきましても仲南支所、かりんの丘公園の2か所において消毒ポイントを設置いたしました。発生が近隣であるため、本町で発生した場合に迅速に対応するために庁内において協議し、対応したところですが、今後は県等の関係機関とも協議し、発生時に備えたいと考えております。

次に、健康増進関係についてでございます。

季節性インフルエンザが流行する時期を迎え、地域で身近な医療機関において相談・受診・検査を行う体制が整備されております。加えて、11月2日からは医師会をはじめ関係機関の御協力により丸亀市PCR検査センターの利用が可能となり、発熱症状のある方など、検査が必要と判断された方に迅速かつ確実な検体採取が可能となっております。

また、県内に新型コロナウイルス感染例が散見される状況の下、来年度の住民検診につきましては、世帯ごとに直接希望申込書を郵送させていただきますので、御記入後、返信あるいはお近くの回収場所へお届けくださいますようお願いいたします。

感染症の収束が見えない中、様々な健康増進事業に感染対策を施しながら取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、福祉保険関係事業では、平成14年4月2日以降に生まれた方1人に3万円を保護者に支給する子育て応援給付金事業につきましては、2,745人分、8,235万円を、また、心身障害者（児）の方に1人2万円を支給する心身障害者福祉年金特別給付事業につきましては、1,164人分、2,338万円を、そして、4月28日以降に生まれた子供に1人10万円を支給する出産祝い臨時給付金事業につきましては、43人分、

430万円をそれぞれ11月20日に振込いたしました。

新しく生まれる子供などにつきましては、今後、順次支払いを行ってまいります。

令和3年度のまんのう町戦没者追悼式につきましては、11月6日に遺族会代表者会議を開催し、令和3年5月26日、午後1時から町民文化ホールで行うことになっております。

なお、このことにつきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視していくこととしております。

次に、防災関連といたしまして、国内における今年の台風の発生件数は11月25日現在22件発生し、令和2年7月豪雨では広い範囲で大雨、九州地方では記録的大雨となり、球磨川など大河川での氾濫が相次ぎ、多くの人的被害や物的被害が発生しました。

また、9月に入ってから台風10号では、観測史上1位の暴風を記録し、暴風、大雨の影響で九州を中心に広い範囲で停電する被害が発生しましたが、本町においては幸いにも被害の発生なく、出水期を終えることができました。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら、異常気象や災害に備えて国、県、消防など、各関係機関と連携を図りながら減災に向けて取り組んでまいります。

次に、商工関係について、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け、事業収入が減少した町内に事業所を有する中小企業や町内に住所を有する個人事業者に対して事業の継続を応援するため、まんのう町持続化応援給付金交付事業の申請受付を10月26日から開始し、11月末で192件の申請がありました。農林事業者も対象になりますので、交付要件を確認の上、申請期限の令和3年3月1日までに申請してください。

また、プレミアム30%付の商品券発行事業につきましては、11月末で78%使用されていますが、使用期限が令和3年1月末までとなっておりますので、お早めに使用していただきますようお願いいたします。

次に、観光関係では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、太鼓台かきくらべとかりんまつりは残念ながら中止することになりました。来年度は盛大に開催できることを願っております。

次に、地域振興関係について、琴南地域住民の交流の場及び地域活性化の拠点施設として、地方創生拠点整備交付金を活用し、旧琴南中学校施設の改修工事を行っており、琴南地域活性化センターとして、令和3年3月末の完成に向けて整備を進めています。この施設は地域資源を活用し、地域の教育、文化の向上と福祉の充実を図るとともに、町内外との交流を促進する活動を地域住民が主体となり運営を行う準備を進めております。

次に、琴南支所関連です。

琴南地区の地域振興策として取り組んでおります「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」は、今年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしましたが、川奥集会場を実施しております「そば打ち道場」は、感染予防対策を取って、11月末から3月中旬にかけて開催しています。今年度は26回開催する予定であり、参加者は延べ150名以上が

見込まれております。これら事業の指導者としては、香川県むらの技能伝承士に認定されている地元農家の方を中心に、集落支援員など4名の方に携わっていただいております。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、美合地区の有志15名が「島ヶ峰の原風景を守る会」を設立し、ボランティア活動を行っています。9月に開催予定でありましたソバの花見会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、農林水産省の棚田地域振興事業を活用して「棚田カード」を作成し、ホームページ等により、全国にソバ栽培による地域活性化の取組をPRしております。

次に、若者住宅取得補助事業について、10月末で受付件数が43件となっており、本町への移住・定住施策に一定の効果があり、地域づくりの柱の一つとして継続してまいりたいと考えています。

ふるさと納税につきましては、昨年同時期に比べると約167%と大きく伸びていますが、県内で比較するとまだまだ低調となっておりますので、地元特産品の返礼品と地域情報の発信にも力を入れていきたいと考えております。

次に、教育関係についてでございます。

まず、小中学校の児童生徒全員に一人一台のタブレット端末を整備するGIGAスクール構想の進捗状況でございます。小中学校に高速大容量の通信ネットワーク環境を整備する工事につきましては、去る11月26日に条件付一般競争入札の公告をいたし、本日まで入札参加資格確認申請を受け付けておるところでございます。この後、入札参加資格審査を経まして、12月28日に入札を執行する予定でございます。

また、タブレット端末につきましては、約1,250台を導入すべく入札の準備を行っているところでございます。契約につきましては議会の皆様の同意が必要となりますので、その際にはよろしくお願い申し上げます。

次に、施設の整備についてでございます。

7月に発注いたしました高篠小学校放課後児童クラブ専用施設につきましては、来年4月に供用開始ができるよう工事を進めているところでございます。

また、満濃南こども園につきましては、今年度予定しておりました造成工事也大詰めを迎えており、今週末の契約に係る工事をもって完成となり、来年度の建築工事に移行してまいります。

次に、今年度は運動会や町内の水泳大会など、コロナ禍によりまして実施できなかった学校行事が多くございました。このような中でございますので、一生の思い出づくりのために、修学旅行につきましてはぜひとも実施したいと考えておりました。校長会と教育委員会におきまして何回も議論を重ねてまいりました。行き先や日程の変更を行い、最大限の新型コロナウイルス感染症防止対策を行った上で、11月から順次実施しております。

なお、行き先変更に伴いますキャンセル料やコロナ対策によりますバスの台数増につきましては町が補助を行い、保護者の負担増にならないように考えておるところでございます。

す。

次に、生涯学習関係についてでございます。

本年6月に着工いたしました高篠公民館改修工事につきましては、屋根ふき、外壁がほぼ完成し、内部工事にかかっております。机や椅子などの備品類も発注を終えており、3月完成に向けて順調に進んでいるところでございます。

今年度の成人式につきましては、新型コロナウイルスの影響により、開催方針を検討してまいりました。今年度成人を迎える若人にとっては一生に一度の成人式であることから、1月10日に実施することとし、安全に開催できるよう準備を進めております。感染予防対策として式典時間の短縮や、それに伴うアトラクションの中止、新成人以外の入場を制限します。また、検温やマスク着用、3密回避など、参加する新成人にも協力をお願いします。なお、成人式の模様は中讃テレビで午後3時から生放送するとともに、仲南支所大会議室でも視聴できるよう準備いたします。

最後に、交通安全につきまして、香川県下では今年に入ってから交通事故による人身事故発生件数は前年度より減少しているものの、死者数が昨年同時期と比べて増加しており、全国ワースト1位となっております。

本町におきましては、人身事故発生件数、死者数ともに昨年同時期と比べてやや減少しておりますが、今後、冬場を迎えて凍結による事故など注意喚起が必要でございます。交通事故は、加害者になっても、被害者になっても、本人だけではなく、家族を含めて不幸を招くものでございます。年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、改めて交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの必要性を感じております。引き続き、町を挙げましての啓発活動に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの取組に対しまして御協力をお願いいたします。

併せて、これから大変寒い時期に入りますが、住民の皆様には、引き続き、マスクの着用や手洗いはもとより、換気や加湿を励行するほか、宴会等における大声での会話やカラオケは避けるなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底していただくとともに、特に年末年始の帰省や旅行などに対しても最大限の注意を払っていただくようお願い申し上げます。

以上、9月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、タブレットに入れさせていただいておりますので、お目通しを願いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月24日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

最初に、高篠ふれあいセンター、火葬場の工事現場の調査を行い、その後、各課より報告を受けました。

初めに、琴南支所より、本年4月から10月までの内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

内科診療所の患者数の減少については、コロナ禍のため患者自身が受診を控えていることと、高齢の患者が多いため、できるだけ受診を控えることができるよう、医師がこれまでより長期で薬を処方している場合があるためであるとの報告がありました。

また、第28回香川県新型コロナウイルス対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの同時流行に備え、11月1日から発熱等の症状がある方が地域の医療機関において適切に診療、検査が受けられるよう体制整備することが決定された。このことは、健康増進課からも町のホームページ等でお知らせをしている。県内155の医療機関が香川県診療・検査医療機関に指定され、造田内科診療所及び美合内科診療所も指定された。それに対応するため、発熱外来と通常の外來とを分けなければならない、造田内科診療所においては、琴南支所の玄関ロビーにある休憩室を発熱外来診察室とし、美合内科診療所においては、総合センター1階にある和室を発熱外来診察室として設営しているとの報告がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、人口・世帯数、夜間窓口受付件数、戸籍住民票等の発行状況、ごみ収集の状況、太陽光設備補助金等の状況、火葬事業、し尿・浄化槽の投入実績、コンビニ交付受付件数などについて報告がありました。

また、地球温暖化抑止の取組として、来年度より住宅用蓄電システム設置において10万円の補助を行うよう計画していること。夜間窓口受付業務について、夜間の窓口対応を毎週火曜日に19時まで実施しているが、コンビニでの受付数も増加していることなどから、今年度での廃止を検討している。なお、マイナンバーカードについては、時間外受付などについて検討したいとの報告がありました。

委員より、燃やせないごみとして出したものが収集されずに残されていることがあり、困っている高齢者がいるが対応できないかとの質疑があり、執行部より、残されていたのは粗大ごみではないかと思う。粗大ごみは役場等でシールを購入し、貼付すれば自宅まで受け取りに行く。ごみの処分の仕方が分からない場合、まずは住民生活課まで電話をかけて相談してもらいたいとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、11月の児童虐待防止推進月間にちなみ広報・啓発に努めていること、各種行事、各種医療の状況、児童手当の状況、生活保護の状況、障害福祉の状況、

子育て応援給付金事業、国保・後期高齢者医療、介護保険、また、遺族会代表者会議が11月に開催され、令和3年度まんのう町戦没者追悼式が令和3年5月26日、午後1時から町民文化ホールで開催される予定であることなどについて報告がありました。

委員より、生活保護件数は減少しているのかとの質疑があり、執行部より、生活保護の件数は4月の75戸から10月は68戸に減っているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、母子手帳交付実績、各種行事、乳幼児健診、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉送迎バス利用実績、子育て支援事業利用実績などについて報告がありました。

また、来年度より人間ドックにおける胃カメラ検査をオプション検査とし、これまでと同額の一律1万円に胃カメラのオプション料金として4,000円の自己負担額とするとの報告がありました。

委員より、参加人数が多い行事などの場合、社会的距離を取るなどが必要だと思うが、新型コロナウイルス対策はどのようにしているのか。特に運動教室は大勢の方が集まるのではないのかとの質疑があり、執行部より、運動教室は広いホールで間隔を保ち換気をしながら行っている。その他の行事も人数制限を設けたり、換気を行いながら実施している。人気がある行事等は予約制にしたり、午前と午後に分けるなどして実施している。また、それと同時に、消毒や入り口で体温を測るなどの対策をしているとの答弁がありました。

委員より、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種について質疑があり、執行部より、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は定期接種となっているため、65歳以上で生涯に一度だけ公費助成の対象となる。65歳から5歳刻みの年齢で過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方に案内している。65歳で接種していれば、70歳になっても定期接種としての案内は出さない。接種を受けたことがある方が再接種を希望する場合、医師と相談の上、接種することは可能であるが、全額自己負担となる。ただし、コロナ禍の今年に限り、65歳以上で定期の非該当者で5年以内に未接種者には、上限を5,500円とした県の助成があるとの答弁がありました。

委員より、幼児の弱視は早期に発見され、早期に適切な治療が受けられれば視力の回復が望める。本町の幼児健診における弱視検査はどのように実施しているのかとの質疑があり、執行部より、目については健診時に保護者に対して子供の行動や動作で気になることはないか問診している。また、3歳児健診において保健師によるランドルト環を用いた基本的な検査方法で視力検査を実施している。その結果、医療が必要と判断した子供については医療機関へ相談するよう案内をしている。しかし、検査機器を用いた検査の仕方もあり、検査方法については今後検討すべき課題だと思っているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、9月から11月までの行事報告、11月1日現在の町内園児・児童・生徒数、GIGAスクール構想、満濃南こども園、奨学生応援金、中学校、各小学校の修学旅行などについて報告がありました。

委員より、コロナ禍の影響で学校行事が中止になり、卒業アルバムの製作上、支障はないのかとの質疑があり、執行部より、行事が少なくはなっているが、修学旅行にはカメラマンが同行しており、対応できていると思っているとの答弁がありました。

委員より、GIGAスクール構想で、4月、6月、9月の補正において予算を計上しているが、これはタブレットを児童生徒各自が1台自宅に持ち帰った場合も考えた予算なのかとの質疑があり、執行部より、アンケートによるとWi-Fi環境は各家庭で異なるため、予算は学校内での使用を前提とした整備に係るものだけであり、仮に持ち帰ることを想定した場合は、各家庭のWi-Fi環境に係る経費をどのようにするかについては、今後、議論や検討をしていかなければならないとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事、町立図書館利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況などについて報告がありました。

委員より、行事報告で高篠公民館建設検討委員会が開催されているが、備品をどうするかなどの細かいことを決定したのかとの質疑があり、執行部より、購入物品と数量について資料を配付し、説明したとの答弁がありました。

委員より、今年度の成人式の予定人数と場所について質疑があり、執行部より、参加対象者は約200名、会場は町民ホールで、令和3年1月10日に実施予定であるとの答弁がありました。

委員より、成人式の開催に当たり、新型コロナウイルス対策をきちんと実施するようなどの意見があり、執行部より、検温などの感染対策を行い、挨拶やビデオメッセージなどで1時間ほどの短時間で開催する予定であるとの答弁がありました。

その他として、委員から、中学校の教員が逮捕された件について、授業や生徒のケアなどの対応について質疑があり、執行部より、代替の教員等により授業や部活動の担当を代行しているほか、生徒の心のケアについては、翌日より県から配置されたスクールカウンセラー2名と養護教員が行っているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後1時40分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず、満濃池周遊道の町道長谷線側と満濃池森林公園側の工事現場をそれぞれ現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、本年度の炭所東地区の調査実施状況、令和3年度調査地区ヒアリング等について報告がありました。

委員から、調査区ごとに進捗の分かる資料を出してもらいたいとの意見がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係の行事報告、満濃農村環境改善センターの利用状況について、指定棚田地域の指定地域について報告がありました。

また、農業委員会制度の見直しの概要報告があり、農業委員会法の改正や農業委員と農地利用最適化推進委員の役割、また、主な変更点や選任までの流れなどについて説明がありました。

委員より、指定棚田地域の概要と指定されたときのメリットについて質疑があり、執行部より、指定棚田地域とは昭和25年2月1日時点の市町村の区域で、勾配が20分の1以上の棚田が1ヘクタール以上ある地域の中から都道府県の申請に基づき国が指定するものであり、指定を受けておけば基盤整備をする際、事業の補助率がかさ上げになる場合があるとの答弁がありました。

また、委員より、農地の利用権設定面積の報告資料において基盤法と機構法のそれぞれ賃貸借、使用貸借の面積等の報告はあるが、地区名と筆数が分かるように報告に追加してほしいとの意見がありました。

また、委員より、イノシシ捕獲に対する捕獲奨励金の増額について要望があり、執行部より、捕獲奨励金の増額については、引き続き、内部で協議したいとの答弁がありました。

委員より、イノシシ関連で、本年、わなの許可を幾ら出したか、猟師は何人いるのか、捕獲実績やイノシシ対策で講じた成果を報告してほしい。また、県全体での捕獲数など町と比較した資料も報告してほしいとの意見がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係の工事進捗状況、下水道の接続件数、農業集落排水事業使用料調定等についての報告がありました。

また、旧町単位であった三つの土地改良区が令和3年1月末に統合されるとの報告がありました。

委員より、橋梁の診断の進捗状況と修繕計画について質疑があり、執行部より、全橋梁

255橋の診断を5か年かけて完了している。昨年度より第2期の点検業務を実施しながら、Cランク評価の橋梁の補修工事を行っているとの説明がありました。

また、委員より、農地の用水路の点検と改修を公的に行えないかとの意見があり、執行部より、用水路は土地改良区の管理となっているため、管理者が行うことになるとの答弁でありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、ひまわり推進事業ではひまわりオイルの製造と販売を分離し、県外の販売については株式会社米匠庵にて行い、製造については新たな法人で行うよう進めている。ものづくりセンター施設を令和3年4月より指定管理者にて管理運営を行うよう準備を進めているとの報告がありました。

また、若者住宅取得補助金の交付状況、ふるさと納税の推移について報告がありました。

工事関係では、ことなみ未来会議事業の琴南地域活性化センター整備工事について、また、満濃池周遊道路整備事業の工事進捗状況について説明がありました。

委員より、プレミアム商品券の売上げが伸びなかった原因は何かとの質疑があり、執行部より、プレミアム商品券の販売を知らない方、また、使い方が分からない方、引換えが面倒等の意見があったことから、周知不足等が原因であったと考えるとの答弁がありました。

委員より、プレミアム商品券の再販について要望があり、執行部より、使用期間等のこともあり、再販は考えていないとの答弁がありました。

委員より、今回の商品券の周知方法等について検証を行い、今後の事業実施を再度検討してほしいとの意見と、コロナ禍で苦しんでいる事業者がまだ多くおり、行政支援の拡充を望む意見がありました。

また、委員より、企業誘致の研究やふるさと納税を増やすための方策等について積極的に取り組むよう意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時8分に委員会を閉会いたしました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月30日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

最初に、琴南総合センター新築工事の建設現場で設計変更箇所の説明を受け、その後、ことなみ振興公社（エピアみかど）、仲南振興公社（塩入温泉、ロッジ、仲南道の駅）など指定管理施設の現状を視察し、その後、各課より報告を受けました。

初めに、総務課より、8月から11月までの事業報告、町内火災発生状況、交通事故発生状況、防災出前講習状況等、また、新型コロナウイルス感染症対策の報告がありました。また、令和3年度予算編成方針の概要についての説明がありました。

委員より、実施された土器川総合水防演習訓練の内容について質疑があり、執行部より、訓練の内容は情報伝達訓練や人命救助を中心としたもので、地域住民、学校、企業が水防活動に参加することで危機意識を高め、水防に対する理解を深める目的で国が実施しているとの答弁がありました。

委員より、まんのう町消防団の定数と充足率について、また、団員確保の対策について質疑があり、執行部より、消防団の定数は条例では407名で、現在の消防団員数は381名であり、93.61%である。団員確保では他市町も同様に団員の高齢化と後継者がいないというのが近々の課題である。例えば、消防団員であれば買物の割引があるといった優遇制度もあるが、それ以外で団員を増やすような取組について他市町の取組も参考にしていきたいとの答弁がありました。

委員より、新型コロナや鳥インフルエンザなど感染症が出ているが、それら感染症に対し従事した職員の手当などの対応はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町職員の職務特殊勤務手当に関する条例の中で感染症等防疫作業従事者の特殊勤務手当を基に対応するとの答弁がありました。

委員より、先般、南部消防でパワハラがあったとの報道があったが、まんのう町役場内でパワハラやセクハラといったハラスメントがあった場合、総務課が相談窓口になると思うが、実態は把握しているのかとの質疑があり、執行部より、今までにハラスメントの相談を受けたケースはあり、その内容を確認し、状況に応じて対応している。年明けには管理職を対象にしたハラスメント対策用の研修を実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合での企画協議会について説明がありました。出資法人関係ではことなみ振興公社、仲南振興公社の令和2年度第2四半期の実績報告があり、両公社とも売上げが前年比8割から9割程度まで回復しているが、10月に入り、新型コロナウイルス第3波の感染が拡大しており、その影響により厳しい状況になることを懸念している。また、経営面についても依然厳しい状況が続いており、両公社へ経営安定化補助金500万円ずつ支出しているとの説明がありました。

また、塩入温泉の温泉成分を温泉法に基づき成分検査を行った結果の報告がありました。

コミュニティー・自治会関係では、まんのう町議会との意見交換会を令和3年1月17

日の予定、人権推進室では、人権啓発事業、長尾会館運営状況、行政職員を対象とした同和問題研修会について報告、男女共同参画推進関係の事業報告がありました。

委員より、仲南振興公社で固定費の事務管理諸費で産直部門と温泉部門があるが、温泉部門の経費が2倍程度かかる理由は何かとの質疑があり、執行部より、固定費で温泉部門は源泉の泉温が19.5度と冷鉱泉のため、加温するための燃料費が非常に多くかかる。また、水道代等の経費が産直部門より多く発生しているためであるとの答弁がありました。

委員より、行政職員の人権研修会についてどのような話があったのかとの質疑があり、執行部より、今回、コロナ禍による偏見や差別が社会的な問題となっており、間違った知識や偏見から来る人権問題を中心に意見が交わされていたとの答弁がありました。

次に、税務課より令和2年度町税等調定収納状況について報告がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後、会計経理事務については、公金管理、収入支出審査など適正に処理できているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績について報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後2時15分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ここで、休憩を取りたいと思います。議場の時計で50分までお願いします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第1号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和2年3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する法律」により、同法第1条で地方税法附則第3条の2が改正されたことに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

改正の対象となります条例は、まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例、まんのう町介護保険条例、まんのう町後期高齢者医療に関する条例です。

主な改正内容といたしましては、延滞金に関する規定について、「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改めたこと及び計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことに伴う改正です。また、これらの改正に合わせまして関係条文中の字句の整理を行っております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 まんのう町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 まんのう町琴南地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町琴南地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町琴南地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法第244条の2の規定により制定するものであり、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は地域資源の活用により地域の教育・文化の向上と福祉の充実を図るとともに、町内外との交流により地域の活性化に寄与するものでございます。

詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 まんのう町琴南地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

本施設は令和元年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用し、本年度に旧琴南中学校施設の一部を改修しており、まんのう町琴南地域活性化センターとして設置及び管理するものでございます。

それでは、条文について御説明申し上げます。

第1条は趣旨となっております。

第2条は目的で、地域資源の活用により地域の教育・文化の向上と福祉の充実を図るとともに、町内外との交流を促進することにより、地域を活性化することを目的としています。

第3条は、名称及び位置となっております。

第4条は、事業内容で、第1号、琴南地域の地域課題の解決に関すること。第2号、琴南地域の森林、木材、河川等の自然資源など地域資源の活用に関すること。第3号、琴南地域の情報発信等に関すること。第4号、町内外との人的交流の促進に関すること。第5号、コミュニティーの醸成及び地域文化活動等に関すること。第6号、前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に資する事業としています。

第5条は、指定管理者による管理で、センターの管理を町長が指定する者に行わせることができる条文です。

第6条は、指定管理者が行う業務であります。

第7条は、使用の許可についてであります。

第8条は、使用の制限についてであります。

第9条は、センターの使用料等で、町外の利用者が1室、時間200円の計算で、町内の利用者は半額の100円としています。長期利用につきましては、町外利用者が月額5,000円で町内利用者は2,500円としております。また、冷暖房を使用する際には、別途使用額の1割、長期利用の場合は月額2,000円を徴収することとしています。

第10条は、使用料の減免で、地域の活性化等の公益に資する場合は減免することがで

きることをしています。

第11条は、使用料の還付についてであります。

第12条は、利用料金で、指定管理者が収受する利用料金についてであります。

第13条は、使用者の原状回復の義務についてであります。

第14条は、使用者の損害賠償の義務についてであります。

第15条は、免責についてであります。

第16条は、委任となっております。

附則で、施行期日は令和3年4月1日としております。

以上、まんのう町琴南地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の内容でございます。

この施設は琴南地域住民や町内外の方との交流の場及び地域活性化の拠点施設として設置及び管理するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第10 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されることに伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 税務課長、池下尚治君。

○池下税務課長 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について御説明させていただきます。

改正前、改正後の新旧対照表のほうを御覧ください。

この改正は、平成30年度の税制改正で行われた個人所得課税の見直し、地方税法の一

部改正、政令第264号が令和3年1月1日より施行されることから、今回、国民健康保険税条例の影響箇所を改正するものです。

既に改正されている所得課税見直しの内容は、給与控除及び公的年金控除から基礎控除へ10万円を振り替えて、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるという内容でございました。

給与と年金の所得者は所得控除が10万円引き下がり、基礎控除が10万円引き上がるので、差引きゼロとなり、影響はありません。

個人事業やフリーランスの方は基礎控除額が10万円引き上がるだけなので、その分、所得税や住民税の恩恵が受けれるという改正でした。今年の確定申告から適用となります。

この所得課税の改正に合わせた形で、今回、国民健康保険税の減額に関する所得判定基準等の影響箇所を改正するものです。

新旧対照表の第21条の1の(1)、これに該当する世帯は7割軽減が適用されます。仮に算定した世帯の国保税が10万円だとしたら、7割減額して3万円に下げるという制度です。その世帯の所得判定基準は、現行だと世帯で33万円以下、改正後は43万円に被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるように改正します。

(2)は同様に、5割軽減についての影響部分を改正、(3)は2割軽減についての影響部分を改正するものです。

第21条の7は、公的年金等の課税特例、65歳以上の年金所得者ですと、15万円さらに控除額を加算するというものですが、その第21条(1)の改正に合わせた規定の整備となっております。

以上、第3号議案について御説明させていただきました。御理解の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 タブレットに国民健康保険税の見直しの参考資料がアップされております。仕組みの説明はこれで分かるんですけども、これで本町の該当者が何件あって、税額がどれくらい変わるのか、それをちょっと委員会の中で御説明をしていただいたらと思います。税改正が国保税会計にどのような影響があるのか、住民にどのような影響があるのか、仕組みの説明だけでなく、そこの確認をさせてもらったらということでありませぬ。以上、委員会審議をお願いしておきたいと思います。

○大西樹議長 税務課長、池下尚治君。

○池下税務課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

国保税の世帯数なんですが、全体で2,485世帯が令和2年度ですがございました。

7割軽減の世帯がそのうち729世帯、それから5割軽減が453世帯、2割軽減が317世帯、半分以上の世帯が何らかの軽減は受けておるような形です。

これによって、10万円、フリーランスとか個人事業の方が増えるということなので、コロナの影響もあって、事業の収入とか落ちるところまではちょっと読めませんが、これだけの影響で見ると、大体100から200万円ぐらいの税収としては減少するんじゃないかということで推定しております。以上のことをまた委員会のほうで説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大西樹議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第4号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○大西樹議長　日程第11、議案第4号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第4号の令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,558万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億2,832万5,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加、変更及び廃止分を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第1款町税は8,000万円の増額です。これは、個人住民税を500万円、固定資産税を7,500万円増額計上するものでございます。

12ページをお開きください。

第9款地方特例交付金は738万6,000円の増額でございます。

13ページを御覧ください。

第12款分担金及び負担金は59万5,000円の増額です。これは、第2項負担金第1目の過年度分の租税債権管理機構負担金調整額を302万8,000円増額し、第2目

の民生費負担金において、公立こども園負担金などを243万3,000円減額補正いたしております。

14ページをお開きください。

第14款国庫支出金は684万5,000円の増額です。これは、第1項国庫負担金、第1目の民生費国庫負担金において、障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金を1,288万円増額し、子どものための教育・保育給付費を1,164万8,000円減額、第2項国庫補助金、第1目の総務費国庫補助金において、個人番号カード交付事業費補助金を88万7,000円減額し、第2目の民生費国庫補助金において、子ども・子育て支援交付金を540万1,000円増額、第4目土木費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金を80万円増額、第3項第2目民生費国庫委託金において、国民年金事務委託金などを29万9,000円増額計上いたしております。

15ページを御覧ください。

第15款県支出金は3,228万2,000円の増額でございます。これは、第1項県負担金、第1目の民生費県負担金において、障害者自立支援給付費県負担金444万円、障害児通所給付費負担金200万円を増額、子どものための教育・保育給付費を582万4,000円減額し、第2項県補助金、第2目の民生費県補助金において、特別弔慰金支給事務交付金を7万4,000円増額し、第3目衛生費県補助金において、インフルエンザ等予防接種助成事業補助金を2,736万2,000円増額、第4目農林水産業費県補助金において、有害鳥獣被害対策事業補助金を140万円増額し、単県補助土地改良事業費補助金を225万円増額しております。さらに、第6目土木費県補助金において、老朽危険空き家除却支援補助金を40万円増額、第7目教育費県補助金において、心の交流事業補助金を18万円増額しております。

16ページをお開きください。

第16款財産収入150万円の増額は、第2目利子及び配当金において、子ども未来夢基金の運用利子でございます。

17ページを御覧ください。

第18款繰入金金は6,205万7,000円の減額です。これは、第2目減債基金繰入金において7,155万7,000円減額し、第17目森林整備促進基金繰入金を950万円増額しております。

18ページをお開きください。

第19款繰越金223万2,000円の増額は、前年度繰越金です。

19ページを御覧ください。

第21款町債は2,680万円の増額です。これは、第1目総務債において、廃校舎利活用整備事業債を1,520万円増額、第4目農林水産業債において、農道整備事業債を470万円増額し、さらに、第6目土木債において、満濃池周辺整備事業債を950万円増額、第7目消防債において、防災対策事業債の消防屯所整備事業債を750万円増額し、

緊急防災・減災事業債の消防屯所整備事業債を1,010万円減額するものであります。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

第1款議会費100万円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の補正であります。

21ページを御覧ください。

第2款総務費は3,820万9,000円の増額です。まず、第1目一般管理費において、人件費に係る退職手当組合負担金等の減額など、職員人件費の補正により2,504万4,000円減額、第6目企画管理費においては、人事異動等による職員人件費の補正により2,486万円増額、第12目契約管理費において、電子入札システム導入に伴い300万円を増額しており、第13目情報通信費においては需用費300万円、情報通信システム管理用備品を220万円それぞれ増額しており、委託料から工事請負費に8,363万8,000円を予算組替えしております。第15目支所及び出張所費は、職員人件費の補正により310万円増額、第21目地方創生推進事業費においては、旧琴南中学校改修工事費を1,600万円、満濃池周遊道工事費を1,000万円それぞれ増額補正しております。第2項第1目税務総務費においては、報酬や固定資産税過誤納還付金及び職員人件費の補正により52万円減額としております。

22ページに記載しております第3項戸籍住民登録費においては、システム改修委託料を減額し、コンビニ交付負担金を増額したことにより88万7,000円の減額補正といたしております。また、第4項第1目選挙管理委員会費においては、選挙事務用パソコン購入費として250万円を増額計上いたしております。

23ページを御覧ください。

第3款民生費911万8,000円の減額補正について、第1項第1目社会福祉総務費において、職員人件費補正のほか、需用費、役務費、委託料及び後期高齢者広域連合給付費負担金を1,790万8,000円増額し、第2目老人福祉費においては、職員人件費補正のほか、介護保険特別会計繰出金を2,804万円増額、第3目障害者福祉費において、障害者自立支援給付費など、合わせて2,428万7,000円を増額しております。第4目国民年金費は負担金を28万9,000円増額、第5目人権対策費は職員手当等を20万円減額しております。

次に、第2項第1目児童福祉総務費においては、放課後児童対策費544万7,000円増額するなど、合わせて720万2,000円を増額し、24ページの第2目保育所費においては、いろは保育園委託料を3,000万円減額し、第3目児童措置費においては、償還金を17万2,000円増額し、第5目認定こども園費においては、会計年度任用職員及び職員人件費補正など、合わせて5,709万円減額補正しております。

25ページを御覧ください。

第4款衛生費4,522万5,000円の補正につきましては、第1目保健衛生総務費において、償還金及び丸亀市PCRセンター負担金、合わせて76万4,000円増額し、

第2目予防費において、インフルエンザ予防接種委託料など、合わせて4,476万1,000円増額、第4目環境衛生費において、職員人件費補正として30万円を減額しております。

26ページをお開きください。

第6款農林水産業費の増額補正2,330万6,000円の主なものは、第2目農業総務費において、職員人件費の補正のほか、第3目農地振興費において、有害鳥獣被害対策補助金を300万円増額、第5目農地費においては、職員人件費の補正のほか、単県土地改良事業費を451万5,000円、農道水路管理費を550万円、集落営農推進生産基盤整備事業費を500万円それぞれ増額計上しております。第7目地籍調査費は職員人件費の補正、第8目農業集落排水費においては、農業集落排水特別会計操出金79万1,000円増額補正しております。次に、第2項第1目林業総務費においては、林業振興事業費を400万円、造林補助事業費を550万円それぞれ増額補正しております。第2目林道事業費においては、修繕料など240万円の増額補正でございます。

27ページを御覧ください。

第7款商工費の1,185万円の減額は、職員人件費の補正のほか、第2目観光費において、コロナ禍により開催中止となった各種イベントなどの事業費を減額補正いたしております。

28ページをお開きください。

第8款土木費の1,890万円の増額補正は、職員人件費の補正のほか、第5項第1目住宅管理費において、町営住宅解体撤去工事費710万円など、合わせて870万円の増額、第2目住宅環境整備費において、老朽危険空き家除却補助金を160万円増額補正いたしております。

29ページを御覧ください。

第9款消防費は起債の変更による財源振替であり、補正額はありません。

30ページをお開きください。

第10款教育費の958万9,000円の減額補正は、主に人事異動等に伴う職員人件費の補正のほか、第2項小学校費、第1目学校管理費において、光熱水費、修繕料など需用費を847万円増額し、第2目教育振興費において、会計年度任用職員報酬など、合わせて86万円を増額しております。第3項の中学校費、第1目学校管理費では、会計年度任用職員報酬など、合わせて448万円を減額し、31ページの第2目教育振興費では、需用費など、合わせて193万1,000円を増額、第4目PFI事業費においては、委託料を220万円減額しております。また、第5項第2目の公民館費において、琴南及び長炭公民館に係る修繕料等、合わせて648万6,000円増額しており、第6項の保健体育費では、報償費、賄材料費など、合わせて915万4,000円減額しております。

32ページをお開きください。

第12款公債費においては補正額はありますが、減債基金繰入金を減額したことによ

る財源調整であります。

33ページを御覧ください。

第13款諸支出金150万円の増額補正は、子ども未来夢基金の運用利子を積立金として増額計上いたしております。

なお、34ページから37ページにかけて給与費明細書、38ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本補正予算の説明書に加えて、タブレットには令和2年度12月補正予算基金管理表というのを出していただいています。基金から幾ら繰り入れた、基金へ幾ら繰り出したという、その出入りを表してくれていて、総務課の財政所管の的確な対応に心よりお礼申し上げます。かつてはこれがなかったですね。

もう一つです。我々が例えば家建てるときに、通帳にお金を何ぼ持つとるか、住宅金融公庫から幾ら金借りるのかという、この両方を見て自分の建てる家の額を、1億円の建てるんか、2,500万円の建てるんか考えますよね。基金のところはこうやって的確に出していただいたわけですね。これにお礼申し上げます。

今年度の予算と補正予算で地方債残高が幾らになるのか、借り入れる額は借入れの実務をやってみないと確定しませんから分かりませんが、予定額は分かるはずですね。基金が分かったら、地方債残高、それも交付税補填のあるものと交付税補填のないところが分かるようにしてくれたら、我々が財政見通しを間違えることはないですね。

加えて言うならば、地方財政健全化法の実質公債費比率の試算値、結果は違ってもいいですけども、お金借りる前に、借りたらうちは償還がどれぐらいになるか、標準財政規模に対して幾らになるんだろうかを見極めとったら、財政運営で間違えることはあり得ないですね。この指標を見てブレーキとアクセル、これを機動的に機敏に弾力的にやればうまくいくんだろうと思います。

私は総務省が提示してあるこの予算書の様式はやっぱり欠陥があると思ってます。こうしたことが載らない。総務課の補正予算で参考資料で添付していただいたらありがたい。町長、いかがですか。基金は上手に出していただいた。地方債残高のところもお願い申し上げて、実質公債費比率の試算値を出してくれたら、我々は安心して審議できるというものであります。町長の答弁を求めます。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

38ページで御覧いただいたように、起債の分について総額的な分は記載させておりま

すが、今、おっしゃられました細かい分、昨年か一昨年には財政データということで諸表も入れさせていただいておりますので、そういったものも含めて参考文献というか、資料を出せるものは出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務課の財政所管、実に的確にいろいろ対応していただいております、実によく分かるようになってまいりました。それで、決算書には出てくるけど、予算書には出てこない、そういう総務省の書式の場合には、参考資料として、補正予算のときも財政所管であればきばきさっとつくれますから、出していただければと思います。

この後、合併特例の財政措置の恩恵は我々は十分に活用したわけでありましたが、この仕組みがなくなる。これに対して我々が的確に財政指標を読み解く、その努力をしていきたい。総務課のさらに御対応をお願いしといたらと思います。以上です。ありがとうございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第5号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案） 第3号

○大西樹議長 日程第12、議案第5号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号の令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号について、その提案理由を申し上げます。

41ページをお開きください。

第1条第1項事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ1億6,693万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,293万9,000円とし、第2項直営診療施設勘定内科の予算額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,745万円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明いたします。

事項別明細書51ページをお開きください。

歳入では、第5款国庫支出金において、災害臨時特例補助金など58万1,000円増額計上し、第11款繰越金において、前年度繰越金を1億6,635万8,000円増額計上いたしております。

52ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1目一般管理費において、中讃広域への負担金を24万3,000円増額し、第3款国民健康保険事業費納付金、第1目一般被保険者医療給付費分を33万8,000円増額、第7款基金積立金では、財政調整基金へ1億6,606万8,000円積み立てる増額をし、第9款諸支出金においては、特定健康診査等負担金償還金を29万円増額計上いたしております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

61ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金において、診療所管理運営事業基金繰入金を160万円増額計上いたしております。

62ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1目一般管理費において、職員人件費の補正として160万円増額計上いたしております。

なお、63ページから65ページにかけて給与費明細書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

御審議の上、御議決賜りますようよろしく願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 先ほどの一般会計の補正予算のときの発言と同じ趣旨になりますが、国保会計と介護保険会計には基金がありますよね。これも基金の出入りがあれば、一般会計みたいな基金管理表、これを併せてつけていただいたらよく分かると思います。国保会計はほぼ使い切っておった、基金がなくなっておる状態だったところを繰り出しとありますから、少したまるのか、どうなのか、現在高に関心があるわけです。以上の御対応をよろしく願い申し上げます。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

基金の状況につきましては、それぞれ当初予算の中で御説明申し上げておりましたが、なお、詳細につきましては、教育民生常任委員会等で御報告したいと思います。

国民健康保険につきましては、その残高が前年度末で3万円弱だったと思っております。介護保険につきましても、残高はあるんですが、だんだんに活用していておりますので、少なくなってきました。第8期の介護保険事業計画の中でも、基金を活用しての保険料を調整してございますので、なお、常任委員会で御報告申し上げたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第6号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第13、議案第6号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

69ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ945万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,845万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書77ページをお開きください。

歳入では、第3款国庫支出金において、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として12万円を追加計上し、第5款繰越金においては、前年度繰越金を933万円増額計上いたしております。

78ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1目徴収費において、中讃広域行政事務組合負担金を60万円増額計上し、第2款第1目後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金を885万円増額計上いたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第6号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第7号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第14、議案第7号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号の令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

81ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ9,822万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,992万5,000円とするものでございます。

事項別明細書89ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

まず、第4款国庫支出金において、第1項の国庫負担金のうち介護給付費負担金を3,140万1,000円増額、第2項国庫補助金を調整交付金等合わせて876万8,000円増額しております。また、第5款支払基金交付金を介護給付費交付金など合わせて1,763万1,000円増額し、第6款県支出金においては、介護給付費負担金など合わせて816万2,000円増額、第9款繰入金においては、一般会計繰入金を2,804万円増額、第10款繰越金においては422万3,000円を増額補正いたしております。

91ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費では中讃広域への負担金を70万円増額、第2款保険給付費6,200万円の増額は、施設介護サービス給付費負担金であります。第5款地域支援事業費においては、訪問介護、通所介護相当サービス費を合わせて330万円増額し、92ページ第9款では、償還金を3,222万5,000円増額計上いたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第8号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第15、議案第8号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号の令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

95ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ2億2,273万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書105ページをお開きください。

歳入では、第2款使用料及び手数料において、使用料を43万7,000円増額し、第3款国庫支出金において、特定環境保全公共下水道費補助金を410万円減額、第9款町債において、下水道債を410万円増額計上いたしております。

106ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款施設費において補正額はありますが、特定財源を国庫支出金から地方債に振り替えております。第3款公債費において、償還元金を43万7,000円増額計上いたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第9号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第16、議案第9号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号の令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

111ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ203万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,323万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書119ページをお開きください。

歳入では、第1款第1目一般会計繰入金を79万1,000円増額し、第5款繰越金において、前年度繰越金を124万6,000円増額計上いたしております。

120ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款施設費、第1目農業集落排水施設管理費において、修繕料、工事請負費、合わせて203万7,000円を増額計上いたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第9号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第10号 まんのう町道路線の認定について

○大西樹議長 日程第17、議案第10号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号のまんのう町道路線の認定について、提案理由を説明申し上げます。

なお、路線の認定については、道路法第8条の第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、路線名、下王地線につきましては、延長269メートルを認定するものであり、この路線は県営中讃間地域総合整備長尾団地ほ場整備事業に伴う町道の付け替えです。

次に、路線名、南こども園周回線につきましては、延長514メートルを認定するものであり、この路線は満濃南こども園造成工事に伴う認定でございます。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第11号 まんのう町道路線の変更について

○大西樹議長 日程第18、議案第11号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号のまんのう町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

なお、路線の変更については、道路法第10条の第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回提案の路線名、谷森線については、満濃南こども園造成工事に伴い区域変更するものです。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第12号 まんのう町道路線の廃止について

○大西樹議長 日程第19、議案第12号 まんのう町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号のまんのう町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

なお、路線の廃止については、道路法第10条の第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、路線名、春日木榎線につきましては、延長735.6メートルを廃止するものであり、この路線は中讃南部広域農道振替による廃止であります。

次に、路線名、上久保線については、延長617.1メートルを廃止するものであり、この路線は今回の町道路線廃止後、地元による管理を行う予定となっております。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第12号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第13号 工事請負変更契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事）

○大西樹議長 日程第20、議案第13号 工事請負変更契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号の工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、「令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事」について変更契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額318万7,800円、うち消費税額28万9,800円、既契約金額3億360万円、うち消費税額2,760万円、既本契約日、令和2年3月17日、契約の相手方、香川県丸亀市福島町8-5、第二建築株式会社代表取締役、島川修治でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、地盤改良及び流用土選別費用等の追加、エントランス外部土間及び多目的トイレ床材の変更、診療所新型コロナウイルス感染症対策設備及びレントゲン設置工事を追加するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 工事請負変更契約の締結について（令和元年度まんのう町琴南総合センター新築工事）の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月8日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月7日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員